

平成21年度 第2回 高石市都市計画審議会議事録（要約）

開催日時 平成21年12月21日（月） 午後2時30分から開催

開催場所 高石市役所別館1階会議室113（講堂）

【出席委員】委員16名中12名の委員と2名の委員代理が出席され開催いたしました。

日野 泰雄 丑野 正仁 下村 泰彦 土井 幸一
出川 康二 権野功至郎 古賀 秀敏 北山 保
松本 定 東口 正一 舛谷 隆康 高橋 妙子

（以上委員12名）

中谷 正之 目久保 秀明 （以上委員代理2名）

【欠席委員】 中井 正司 谷本 陽蔵

【傍聴者】 0名

【議 事】 議案第1号 「高石市都市計画審議会における傍聴及び議事録の公開規則」
及び「同公開運用基準」の改正（案）について

付議第1号 南部大阪都市計画生産緑地地区の変更（案）（高石市決定）

報告第1号 平成22年度第6回市街化区域及び市街化調整区域の区域区分
変更（線引き見直し）の作業経過について

【答申事項】 付議に対しては、欠席者2名を除く委員14名の同意の上、原案のとおり認
める答申がなされた。

【確認事項】・市長より、南部大阪都市計画生産緑地地区の変更についての付議書が提出さ
れた。

・その他で、前回審議した都市計画変更の告示について、報告がなされた。

【質疑応答】

《都市計画審議会における傍聴及び議事録の公開規則》と「同公開運用基準」について》
（委員）第1目的の「市民と協働で作るまちづくりの推進・寄与」については、非常に
重要なことなので結構かと思う。適用範囲（1）情報公開条例に該当した場合、
会議録を部分的に非公開とするのか。それとも、会議録そのものが非公開なの
か。

- (事務局) 傍聴についても非公開と考えている。
- (会 長) 該当するものは公開しない。案件によって該当するものとしがないものがあるので、案件をずらさせていただいて前半後半にわけて審議するのが一般的かと思う。傍聴が非公開とされても、議事録に案件は入る。いろいろ議論がなされて結論が出された部分については、記載されるが、議論の中身について、個人情報等に当たる場合は、非公開とするという方向で考えている。実際には皆さんに諮りながら進めていきたい。
- (委 員) 調整区域の案件等、地域が特定され、個人が類推できる中で、全体で合意されているならいいが、意見の違いは当然出てくる。結果に対する議事内容を知らせてほしいということになると思う。こういう風に杓子定規に進めると、目的が達成されないのではないか。個人名が出る場合については、会議録に配慮した形で、今後運用してもらいたい。
- 第8でも非公開となった場合はこの限りでないとなっているが、第2の(2)については、どのような場合を想定しているのか。情報公開請求が出てきた場合は、公開しなければならないと思うが、いかがか。
- (事務局) 書面的な情報開示ではないので、あくまで会議の傍聴について、想定している。具体的にどんな場合は、審議会で諮っていただくことになるが、審議運営上支障をきたす場合ということで、ケースバイケースで入場していただくかどうかご判断をしていただくことになる。
- (会 長) 原則は情報公開条例7条及び8条にかかれば非公開で、これについては会長判断ではない。傍聴していただいて、途中で遵守事項に反する行為に該当した場合は退場していただく。また、事前に想定できた場合は公開しないという場合がある。
- (委 員) 議長が審議会に諮って決定と書かれているが、多数が公開すべきでないとなれば、非公開となるということか。あらかじめ例示するのはどうか。項目を明記しないと、市民の知る権利が内部規則で縛られてしまうと思ったが、細かな想定をしているわけではないということなので、明記しないで、冒頭で各委員さんが判断されたらいいのではないかと思う。個人情報なら非公開でいいが、議事録の公開もしないというのは、目的に反する行為になるのではないか。それ以外については、結構と思う。
- (会 長) 議事録は要旨で、非公開となったものも、議案及び審議したということについては公開され、7条及び8条に該当するものについては、議論の中身が公開されない。通常、次回審議会の案件が決まっているときは、前の審議会でも公開してよいか確認させていただくことが多い。次の審議会までの間に事情が変わった場合、審議会冒頭でご意見をお聞きして、非公開とすることがある。
- (委 員) 7条8条の規定は一義的でない。いつの段階で誰が該当するしないを判断する

のか。

(会 長) 次回の審議会案件が決まっている場合は、終了時に確認。決まっていない場合は今日のように当日冒頭で確認させていただく。事前に、事務局が公開とすることについて少し問題がありそうだと判断した場合は、議長と相談していただいた上で、非公開とさせて頂きたい旨を委員の皆さんにご連絡させていただく。なお、当日皆さんの意見をお伺いして、公開となる場合もある。そういう形で理解している。

(委 員) 第8の書き方だと、傍聴が非公開になった場合は会議録を出さないと読める。

(事務局) 第2(1)(2)に該当する場合は非公開となるということもあるということで、部分公開という形で考えている。

(委 員) そうだとするなら、この書き方でいいのか。

(会 長) 発言録ではないので、黒抜きではなく、該当する部分がぬける。案件については、よほどのことがない限り非公開にならない。結果については、「継続審議」、「ある一定の方向性で進めることに決まった」、というような形になる。一般的に、細かな規定を入れるものではない。誤解があるということであれば、皆さんにご検討いただいて、そういう形に変えさせていただいてもいいと思う。

(委 員) 非公開とされた場合の「場合」が、審議会や議事録全体を示しているように感じるので、内容についてはというような形で限定した形で変更するのはいかがかなと思う。

(会 長) 今のご意見がシンプルでいいかなという気がする。非公開とする内容については、この限りでないとしたらどうかということだが、いかがですか。

(委 員) いいかと思うが、会議の非公開と議事録の非公開は違うと思うので、別々に審議しないといけないということか。第2で委員が非公開と決定したらどうなるのか、会議録も非公開か。

(委 員) 一つの案件だけが、非公開となる場合は、先に公開の案件を審議して、後から、非公開の案件を審議し、議事録については、7条8条にかかる部分は非公開とするという風に理解している。

(会 長) 案件によって違うので、基本的にはそういう形で運用していけたらと考える。

(委 員) わかりました。第8は文言を変えていただいた方がよいと思う。

(会 長) 場合を内容についてはという形に修正するということがよろしいか。

(異議無し)

《生産緑地地区の変更について》

(委 員) 変更理由の中で、従事者が故障ということだが、どういう故障をいうのか。

(事務局) 個々によるが、病気やけが等で営農が継続できない状態を指す。

(委 員) 解除された時点で、それ以降はすぐに用途変更して、宅地にかえられるのか。

(事務局) 解除の時期については、一定の手続きがある。買い取りの申し出が市の方に出された後、3ヶ月以内に手続きを行う。市の土地先行取得審査会で買い取り申し出について審議することとなり、次に大阪府に問い合わせをし、買い取らないと回答いただいた場合、農業委員会に依頼して他の農業従事者に斡旋し、それでも現れない場合は、解除ということになる。

(会長) 制限行為解除の日付から変更できることとなる。

(委員) 綾園地区は解除となっているのか。また、その人が複数の生産緑地地区を所有していた場合は、所有するもの全てが解除になると思うが、一部解除は可能か。そのような事例を聞いたことがある。

(事務局) 今おっしゃっていただいているのは、綾園地区の北側ですか。現在、当該地は福祉農園として使用しており、平成22年5月31日まで福祉農園でという確認をご本人にさせていただいているので、継続されている状況にある。

(会長) 従事者の人が違っていた場合、一部解除できると理解しているが、いかがか。

(事務局) 生産緑地法上は、一部解除の規定がある。過去にも例はある。農地台帳の方で従事する人として、お父さんお母さん息子さんまでご家族を申請されている場合があり、お父さんが病気ということでも、お母さん息子さんで全部を従事できないという場合には、一部解除の申し入れがあった旨報告し、農業委員会の判断をいただいて一部解除の手続きをさせていただいている。

(会長) 制限行為解除した後なので、なかなか判断を基に戻すことは難しい。防災上及び緑地上必要があるか否かというような都市計画上の観点からご検討いただきたい。

(委員) 福祉農園で市が買い取るわけではないので、来年もしかしたら、福祉農園がなくなるかもしれないということが危惧される。解除するということは自分で他の利用が可能になると考えられるので、確認させていただいた。

(会長) 緑地空地等については、今後またご議論いただくこととして、答申については、原案のとおり認めるということによろしいか。

(異議無し)

《平成22年度第6回線引き見直しの作業経過について》

(委員) C地区については、候補地からはずすということだが、編入賛成が半数近くを占めており、堺市は調整区域からはずれて開発が進められている中で、長期的というのはどの程度の期間を想定しているのか。また、蓮池公園が都市計画公園になっているが、周辺の道は、個人の持ち主になっているのか。

(委員) 個人所有となっている。何年も前から都市計画公園になっているのに、市は何もしてくれない。次の議会の予算に計上してほしい。

- (事務局) 平成27年度を目標としている。条件的には、既に市街地を形成している区域、地区計画等同時に決定できる区域となっており、なかなか土地利用等地権者各位の意向を固める状況にないということで、今回、はずさせていただいている。
- (委員) C地区のアンケート調査でそのほか9名いらっしゃるということだが、内容としてはどんなものがあるのか。
- (事務局) 土地が狭いために建築できない、建築基準法上の道路がないためという内容となっている。
- (委員) 防災公園ということで、防災上のことも配慮し、マスタープランでしっかりと位置づけしていただき、地元の方のご要望なので、みなさんの声もしっかりと聞いて、市民の方々に納得していただけるよう進めていただきたいと思う。
- (委員) 面積的な問題もあるようで、一概にはいえないが、未来永劫に調整区域で残るというのはいかがなものかと思う。以前、行っている緑住区画整理の事例もふまえ、地権者の方といろいろ話されてはどうか。大至急ということではないが、一定前向きに検討してほしい。できるだけ早い時期に調整区域からはずれるような形の指導を含めてやっていただきたい。
- (委員) 線引き見直しでは、地区計画、区画整理等をしっかりやっていただきたいと思う。蓮池公園のことだが、調整区域でも公園はできるということなので、よろしく願いしたい。
- (委員) C地区に関して、都市計画でどういう風に考えるかは都市マスで位置づけされると思うが、人口減少が市としても見えているなかで、全国的にも、これ以上市街化区域を広げる必要が都市計画上あるのかが議論されている。地元の意向を反映しながら、どこにどれだけの人を配分して、本市の人口を確保していくのかを位置づけるのも都市マスで非常に重要だと思う。今回C地区を見合わせざるをえないと思うが、小さい面積の土地を持っている方がおられる中で、面積的に大きく減る可能性があるということと、編入されると税金がかかる・高くなるというようなことをアンケートでも説明されているのか。
- (事務局) アンケートでは、所有状況と土地活用の意向を主に聞いている。地元説明会では、資料で説明を行っている。
- (会長) 今回のアンケートには入れていないということで、市街化するための条件を提示し、税金等の話もさせていただかないといけない。道路もないので、地域全体の都市計画が必要。何もわからずに市街化区域になると聞いても難しい。市街化区域を増やさない方向でどことも進んでいるので、どちらかという、既に市街化している部分や面開発していて立ち上がっている区域について限定して編入するというような状況にあると思う。本市の場合は市域が狭いので、このような考え方で良いかどうかについても議論の必要がある。委員の方々の意見は、都市マスをベースにしながら、地域の意向をいただいでいくようお願い

したということでまとめられると思う。

(委員) 和泉市葛の葉の開発については、当初は全体で行う予定が、反対派もあり、2期に分かれたが、地権者の方々も出来あがってみると皆さんやってよかったということになったと聞いている。工事費も減歩率を勘案した上で、一定の面積の売却益を充てるというようなよい事例が隣にあるので、いちど葛の葉のことを勉強されて、地権者の方に説明してあげたらどうか。

(事務局) ご指摘ございましたように、地権者の意向を調査し、それに基づいて実施するという進めている。今後ご指摘いただいた部分については、より有効に活用させていただきたいと思っているので、ご理解いただきたい。

(会長) 都市マスがベースにあるということと、事業化についても、成功例もあれば失敗例もあるので、これから先に本当に需要があるのかどうか、市としてどういう方向を考えているのかを十分話していただいた上で、地権者の方にご意向をお聞きするということが重要になる。意向だけで運ぶのは難しいので、その辺りのことを十分配慮いただきたい。スケジュールでは来年12月の審議会に諮っていただくということなので、それまでに1、2回状況を聞く機会がある。その節にはまた皆さんからご意見をいただきたい。

【閉 会】 午後4時半閉会